

国海員第375号

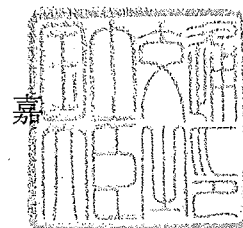
令和2年2月21日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣

赤羽 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 349 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
株式会社辰友	熊本県上天草市大矢野町登立11787番地
翔喜株式会社	愛媛県松山市三杉町1番3号